

共通義務確認訴訟に関し公正な裁判を求める要請書

2022年（令和4年）7月19日

最高裁判所 御中

住 所 長崎市賑町5番24号 向ビル201
団体名 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき
上記代表者 理事長 福 崎 博 孝



- 1 御庁に係属している令和3年（ネ受）第1147号共通義務確認請求上告受理申立事件に関し、以下のとおり要請致します。
- 2 本件は、虚偽または著しく誇大な説明による勧誘により情報商材を購入した多数の消費者を救済するため、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」といいます。）に基づき、虚偽または著しく誇大な説明による勧誘により商品を販売した会社と販売に携わった個人事業者を被告として、損害賠償請求の共通義務確認訴訟を提起した事案とのことです。

ところが、これについて、原判決は、過失相殺及び因果関係の有無の判断が必要であることを理由に上記共通義務確認訴訟は支配性がないとして本件の訴を却下したことが報告されています。

- 3 本件のような不当勧誘による消費者被害事案で、しかも個々の被害額が5万～50万円である場合、被害消費者自身が被害回復に立ち上がることは期待しがたく、事業者のいわゆるやり得を許す状況になっています。このような悪質商法の横行を招いている状況の中、適格消費者団体を目指す団体である私たちは、特定適格消費者団体及び適格消費者団体と同様、ようやく成立に至った特例法による集団的な消費者被害回復に大いに期待しているところで

す。しかるに、原審は、さしたる審理もないまま、過失相殺相当の事案で個別性が強い、事業者が因果関係を争っており個別に審理する必要があるとの理由で、訴えを却下したとのことです。原判決の判示に従うなら、過失相殺相当と認定されたり、因果関係を争われたりすれば、共通義務確認訴訟が却下されてしまうおそれがあります。例え個別性があっても審理上の工夫で十分判断は可能と思われま

す。原判決の判断が是認されれば、折角司法から見放されていた被害消費者を救済すべく立法に至った特例法による救済の途は大幅に狭められる結果となります。

- 4 つきましては、最高裁判所におかれましては、頭書事件につき、特例法の立法趣旨を踏まえて、消費者被害救済の途を閉ざすことのないよう賢明なるご判断を要請するものです。

以上